

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年 6 月26日

【会社名】 トピー工業株式会社

【英訳名】 TOPY INDUSTRIES, LIMITED

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 石井 博美

【本店の所在の場所】 東京都品川区大崎一丁目 2 番 2 号

【電話番号】 03(3493)0141

【事務連絡者氏名】 執行役員総務部長 小柳津 智毅

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区大崎一丁目 2 番 2 号

【電話番号】 03(3493)0141

【事務連絡者氏名】 執行役員総務部長 小柳津 智毅

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)  
株式会社名古屋証券取引所  
(愛知県名古屋市中区栄三丁目 8 番20号)

## 1【提出理由】

2026年6月25日開催の当社第132回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

2026年6月25日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 定款一部変更の件

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の議決権を有する構成員とすること等により、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスをより一層向上させるとともに、重要な業務執行の決定の一部を取締役に委任することで、意思決定の迅速化を図るため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

#### 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、石井博美、阿部正裕、田中克芳、安原優、小松健、磯崎隆郎、城所敦子の7氏を選任するものであります。

#### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、高橋正年、藤木靖久、牧野真也の3氏を選任するものであります。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、久保伸介氏を選任するものであります。

#### 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、月額500万円以内と定めるものであります。

#### 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の報酬額を、月額800万円以内と定めるものであります。

#### 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）を対象とした業績連動型株式報酬制度に係る報酬枠を設定し、報酬の額及び内容について一部改定するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	178,113	349	0	(注)1	可決 99.2
第2号議案					
石井博美	147,419	31,042	0	(注)2	可決 82.1
阿部正裕	174,921	3,542	0		可決 97.4
田中克芳	174,887	3,576	0		可決 97.4
安原優	174,857	3,606	0		可決 97.4
小松健	177,280	1,183	0		可決 98.8
磯崎隆郎	174,972	3,491	0		可決 97.5
城所敦子	175,035	3,428	0		可決 97.5
第3号議案					
高橋正年	171,039	7,423	0	(注)2	可決 95.3
藤木靖久	155,091	23,371	0		可決 86.4
牧野真也	157,571	20,890	0		可決 87.8
第4号議案					
久保伸介	177,970	493	0	(注)2	可決 99.1
第5号議案	177,788	675	0	(注)3	可決 99.0
第6号議案	177,817	646	0	(注)3	可決 99.1
第7号議案	177,790	673	0	(注)3	可決 99.0

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。  
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。  
 3. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。